

学術奨励賞規程細目

(総 則)

第1条 本細目は、学術奨励賞に係わる事項を定めるものである。

(目 的)

第2条 本表彰は、電気の安定供給や保安の確保という目的で制度化された国家資格である電気主任技術者資格合格者のうち、工業科目を専攻している高等学校生、高等専門学校生を対象にその成果を表彰すると共に、今後の電気学術を担う若年層の士気向上を図る事を目的とする。

(受賞者の条件)

第3条 対象と受賞資格を以下のとおりとする。

- (1) 対象:工業科目を専攻している高等学校生、高等専門学校生のうち現役学生(電気学会会員外も対象)とする。
- (2) 電気主任技術者資格1~2種:工業科目を専攻している高等学校生、高等専門学校生(学年を問わない)
電気主任技術者資格3種:工業科目を専攻している高等学校生、高等専門学校生(1年~3年)
- (3) 受賞資格:該年度における電気主任技術者試験に合格した者とする。

(運用費)

第4条 本受賞に係わる運用費は「賞金費」によるものとする。

(表 彰)

第5条 受賞者へは賞状および副賞を授与することとする。

- (1) 賞状
- (2) 副賞:第1~2種 電気主任技術者資格:5,000円相当の図書カード
第3種 電気主任技術者資格:2,000円相当の図書カード

(申 請)

第6条 受賞の申請は所定の申請書(添付)に合格通知写を添えて提出するものとする。

なお、申請にあたっては、当該学生の所属する学校長または指導教諭からの申請によるものとする。

また、申請者、申請時期は付1による。また申請の公募は、申請期限の2ヶ月前の本学会雑誌の会告、学会ホームページ等により行う。

(審議, 選考)

第7条 申請書、合格通知写を基に審議、選考するものとし、これを総務会議において行う。

なお受賞決定時期は付1による。

(付則)

1. 平成22年11月24日，総務会議にて承認。
2. 平成22年11月24日より施行する。
3. 平成23年4月6日，総務会議において一部改正。

付1 学術奨励賞への申請者，申請時期，決定時期

名 称	学術奨励賞
申請者	当該学生の所属する学校長または指導教諭
申請時期	1～2種：当該実施年度における2月20日 3種：当該実施年度における12月27日
決定時期	1～2種：当該実施年度における2月末日 3種：当該実施年度における1月末日

一般社団法人電気学会 学術奨励賞 申 請 書

〔 申請期日：(第一・二種) 当該実施年度における 2 月 20 日
(第三種) 当該事業年度における 12 月 27 日 〕

申 請 者 (電気主任技術者資格当該合格学生の所属する学校長または指導教諭)

(フリガナ)

氏 名：

勤務先学校名：

勤務先学校役職：

勤務先学校住所： 〒

TEL：

e-mail：

平成 年 月 日

平成 年度実施の電気主任技術者資格試験において、以下の学生が合格しましたので、合格通知写を添えて電気学会学術奨励賞を申請いたします。

1 電気主任技術者資格合格者
氏 名 (フリガナ)：
所属学校名，学科名
学 年：
合格者住所 〒
TEL： e-mail：
電気主任技術者資格試験実施日：
電気主任技術者資格合格種別： 1 種 ・ 2 種 ・ 3 種
2 その他 (賞状・副賞の送付期日など)

[学会記入欄] 受理 年 月 日

合格通知写の 有 ・ 無

/ 採 否

申請書送付先および問合せ先：一般社団法人電気学会 総務課 (学術奨励賞担当)

(〒102-0076 東京都千代田区五番町 6-2 HOMAT HORIZON ビル 8F)

Tel：03-3221-7312, Fax：03-3221-3704, e-mail：kanri@iee.or.jp

(本申請の情報は本目的以外には使用いたしません)